平成２６年（フ）第１９８号
埼玉県熊谷市別府４丁目87番地　レオパレスＫ２―108、旧住所埼玉県熊谷市本石２丁目243番地
破産者　大橋　　守
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第７９８号
横浜市鶴見区下末吉６丁目15番31号　ヨコヤマコーポⅡ202
破産者　槻林アサ子
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１３６５号
神奈川県藤沢市湘南台１丁目30番地の14　パールハイツ101
破産者　大西　良明
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４４３号
神奈川県海老名市中新田１丁目５番25―313号
破産者　田門　一俊
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３４８号
静岡市清水区伊佐布730番地
破産者　望月　行昌
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４７号
山口県周南市花陽１丁目17番８号　フランソワハイツ３―Ｇ号、前住所山口県岩国市関戸1037番地１
破産者　鎌倉　宣子
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第５２号
熊本県荒尾市増永2002番地
破産者　藤川　秀章
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第２号
熊本県阿蘇郡高森町大字高森1075番地１
破産者　甲斐由貴子
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部

平成２６年（フ）第４９号
熊本県八代市植柳新町２丁目21号９番地
破産者　橋本　慎也
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第５０号
熊本県八代市本町３丁目６番22号
破産者　松岡　一俊
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所八代支部

平成２６年（フ）第４４号
大分県宇佐市大字佐々礼1345番地の２、住民票上の住所大分県宇佐市大字佐々礼1660番地の３
破産者　是永陽一郎
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２６年（フ）第３７号
宮崎県日南市中央通１丁目１番地21　油津電器ビル501号
破産者　蛯原　庄一
1　決定年月日　平成26年11月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２６年（フ）第６７２号
埼玉県加須市柳生2299番地２
破産者　和気　和美
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第６７３号
埼玉県加須市柳生2299番地２
破産者　和気　晴子
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１４号
山梨県甲府市住吉５丁目６番29号、開始決定時の住所山梨県笛吹市石和町今井114番地５
破産者　齊藤　幸彦
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５９７号
神戸市西区竜が岡４丁目４番地の１　マウンティン・ツー101
破産者　郷原　光瑛
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６２１号
神戸市北区藤原台中町７丁目16―24　オナーズヒル24、住民票上の住所兵庫県宝塚市ゆずり葉台２丁目15番７号
破産者　田村　辰也
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１６８９号
大阪府枚方市星丘４丁目24番23号
破産者　野口工務店こと　野口　靖英
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２９９３号
大阪市都島区毛馬町５丁目13番15―301号
破産者　八塚　公則
1　決定年月日　平成26年11月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部